

市第75号議案

地域ケアプラザの指定管理者の指定

次のように地域ケアプラザの指定管理者を指定する。

平成26年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市鶴見市場 地域ケアプラザ	鶴見区北寺尾四 丁目21番20号	社会福祉法人大樹 理事長 横 山 茂	平成27年 4 月 1 日か ら平成32年 3 月31日 まで

提 案 理 由

横浜市鶴見市場地域ケアプラザの指定管理者を指定したいので、
地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）